

日 時	平成27年7月15日 (水) 10:00 ~ 11:35		
場 所	長崎タクシー会館 4 階会議室		
出席者	堀江憲二会長、阿部律子委員、小林透委員、長尾久美子委員、中村尚志委員 < 委員名を非公表とする場合の理由 >		
事務局	県民センター		
公開状況	傍聴	不可 諮問(制)第23号については可	結果公表 可 (一部公表を含む)
議 題	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 諮問(制)第23号 長崎県個人情報保護条例第7条第2項第8号に基づく個人情報の本人からの収集原則の例外に関する事項について (バス車両へのドライブレコーダーの導入に伴い、本人の意思に関わらず個人情報(個人の映像等)を収集することになることから、これを認めるべきか否かについての審査会の意見を聞くもの。) 実施機関 長崎県交通局</p> <p>(2) 諮問(不)第13号 「精神障害者等の保護に関する通知書等」及び「法第38条の4の規定による退院等の請求に関する意見書(病院管理者用)等」の部分開示決定に対する不服申立て 実施機関 知事(障害福祉課)</p>		
議事概要	<p>【審議事項】</p> <p>(1) 諮問(制)第23号 諮問概要について、事務局から説明した。 実施機関から諮問事案の内容について説明後、質疑応答、審議後了承することとなった。 答申案の審議後、答申の内容確認については会長一任となった。</p> <p>【答申概要】 諮問された事項については、本人以外からの収集が必要なものと認められる。なお、実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することの内容万全の措置を講じられることを要請する。</p> <p>(2) 諮問(不)第13号 事務局から前回の審議概要及び答申案について説明した。 事案の審議を行った。 最終的な答申書の確認については会長一任となった。</p> <p>【答申概要】 不開示とした部分のうち「審査会次回日程」は開示すべきであるが、その他の部分を不開示としたことは妥当である。</p>		